

久慈地区ごみ焼却場等における放射性物質の測定結果について(R3. 2月分)

●久慈地区ごみ焼却場の焼却灰について（6月、9月、12月、3月に実施予定）

焼却灰の放射性セシウム濃度測定を実施した結果についてお知らせ致します。

・測定結果（検査機関：日鉄環境(株)釜石センター）

単位：Bq/kg

測定項目	埋立基準値	対象試料	6 月	9 月	12 月※ ¹	3 月
Cs-134	8,000 以下	主 灰	不検出 (10)	不検出 (10)	不検出 (10)	
		飛 灰	不検出 (10)	不検出 (10)	不検出 (10)	
Cs-137	8,000 以下	主 灰	不検出 (10)	不検出 (10)	不検出 (10)	
		飛 灰	41 (12)	25 (11)	15 (10)	
放射性セシウム 合計	8,000 以下	主 灰	不検出	不検出	不検出	
		飛 灰	51	35	25	
	採取日		6 月 11 日	9 月 3 日	1 月 13 日	

※1 基幹的設備改良工事実施中のため測定時期を1月に変更

・測定対象 飛灰と主灰の放射性セシウム濃度（セシウム134、137）

※ 主灰：燃え殻（焼却炉の底などから回収される焼却残灰）

飛灰：ばいじん（焼却施設の集塵装置（バグフィルタ等）で集められたもの）

※ 基準値セシウム合計 ≤ 8,000 Bq/kg

※（ ）内の数値は検出下限値

・測定の結果、主灰は**不検出**、飛灰については15Bq/kgでありましたので、環境省による埋立処理基準である8,000Bq/kgを大きく下回っております。

●久慈地区ごみ焼却場の排ガス中の放射性濃度について（6月、9月、12月、3月に実施予定）

排ガス中の放射性セシウム濃度測定を実施した結果についてお知らせ致します。

・測定結果（検査機関：日鉄環境(株)釜石センター）

単位：Bq/m3

測定項目	対象試料		6月	9月	12月※ ¹	3月
Cs-134	1号炉	ろ紙部	不検出(2.00)	不検出(2.00)	不検出(2.00)	
		ドレン部	不検出(2.00)	不検出(2.00)	不検出(2.00)	
	2号炉	ろ紙部	修繕中のため	修繕中のため	不検出(2.00)	
		ドレン部	測定不要	測定不要	不検出(2.00)	
Cs-137	1号炉	ろ紙部	不検出(2.00)	不検出(2.00)	不検出(2.00)	
		ドレン部	不検出(2.00)	不検出(2.00)	不検出(2.00)	
	2号炉	ろ紙部	修繕中のため	修繕中のため	不検出(2.00)	
		ドレン部	測定不要	測定不要	不検出(2.00)	
	採取日		6月11日	9月3日	1月18日	

※1 基幹的設備改良工事実施中のため測定時期を1月に変更

※ 検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示

※（ ）内の数値は検出下限値

測定の結果、排ガス中の放射性物質は、**不検出**であります。

※ 排ガスの基準として次の濃度限度が示されています。

セシウム134…20 (Bq/m3)

セシウム137…30 (Bq/m3)

濃度限度は、3ヵ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値が1を超えないようにすることとあります。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度(Bq/m3)}}{20(\text{Bq/m3})} + \frac{\text{セシウム137の濃度(Bq/m3)}}{30(\text{Bq/m3})} \leq 1$$

●久慈地区最終処分場の地下水及び放流水の放射性物質測定について（毎月１回実施）

地下水及び放流水の放射性セシウム濃度測定を実施した結果についてお知らせ致します。

・測定結果（検査機関：東北緑化環境保全㈱八戸支店）

単位：Bq/L

測定項目	対象試料	4月	5月	6月	7月	8月	9月
Cs-134	地下水（上流側）	不検出 (0.92)	不検出 (0.86)	不検出 (0.78)	不検出 (0.63)	不検出 (0.78)	不検出 (0.77)
	地下水（下流側）	不検出 (0.63)	不検出 (0.86)	不検出 (0.78)	不検出 (0.65)	不検出 (0.75)	不検出 (0.92)
	放流水	不検出 (1.20)	不検出 (1.20)	不検出 (1.20)	不検出 (1.20)	不検出 (1.50)	不検出 (1.40)
Cs-137	地下水（上流側）	不検出 (0.95)	不検出 (0.66)	不検出 (0.88)	不検出 (0.77)	不検出 (0.75)	不検出 (0.68)
	地下水（下流側）	不検出 (0.68)	不検出 (0.88)	不検出 (0.87)	不検出 (0.62)	不検出 (0.89)	不検出 (0.89)
	放流水	不検出 (1.50)	不検出 (1.20)	不検出 (1.20)	不検出 (1.10)	不検出 (1.70)	不検出 (1.40)
	採取日	4月20日	5月14日	6月8日	7月13日	8月3日	9月9日

測定項目	対象試料	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Cs-134	地下水（上流側）	不検出 (0.86)	不検出 (0.73)	不検出 (0.61)	不検出 (0.95)	不検出 (0.86)	
	地下水（下流側）	不検出 (0.51)	不検出 (0.59)	不検出 (0.78)	不検出 (0.82)	不検出 (0.62)	
	放流水	不検出 (1.30)	不検出 (1.10)	不検出 (1.40)	不検出 (1.30)	不検出 (1.20)	
Cs-137	地下水（上流側）	不検出 (0.79)	不検出 (0.64)	不検出 (0.64)	不検出 (0.77)	不検出 (0.62)	
	地下水（下流側）	不検出 (0.58)	不検出 (0.95)	不検出 (0.70)	不検出 (0.93)	不検出 (0.83)	
	放流水	不検出 (1.20)	不検出 (1.20)	不検出 (1.20)	不検出 (1.20)	不検出 (1.10)	
	採取日	10月14日	11月11日	12月15日	1月6日	2月10日	

※ 検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示

※ ()内の数値は検出下限値

測定の結果、地下水及び放流水の放射性物質は不検出でありましたので、基準値を大幅に下回っております。

※ 放流水の基準として次の濃度限度が示されています。

セシウム134…60 (Bq/L)

セシウム137…90 (Bq/L)

濃度限度は、3ヵ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値が1を超えないようにすることとあります。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度(Bq/L)}}{60(\text{Bq/L})} + \frac{\text{セシウム137の濃度(Bq/L)}}{90(\text{Bq/L})} \leq 1$$

●久慈地区最終処分場の敷地境界の空間放射線量測定結果について（毎週 1 回実施）

施設名：久慈地区最終処分場
住 所：久慈市夏井町鳥谷第 4 地割23番地 6
測定器：HORIBA Radi（ラディ）PA-1000

基準値：0.23 $\mu\text{Sv/h}$
(単位： $\mu\text{Sv/h}$)

測定月	測定場所(敷地境界)				
	①	②	③	④	⑤
R 2. 4 月	0.080	0.069		0.066	
R 2. 5 月	0.076	0.072	0.070	0.064	0.086
R 2. 6 月	0.082	0.076	0.056	0.067	0.089
R 2. 7 月	0.075	0.068	0.061	0.059	0.087
R 2. 8 月	0.082	0.071	0.065	0.063	0.088
R 2. 9 月	0.076	0.068	0.054	0.063	0.086
R 2.10 月	0.078	0.073	0.065	0.060	0.083
R 2.11 月	0.082	0.071	0.048	0.073	0.082
R 2.12 月	0.080	0.072	0.053	0.072	0.083
R 3. 1 月	0.079	0.067	0.062	0.061	0.078
R 3. 2 月	0.085	0.075	0.054	0.058	0.083
R 3. 3 月					

※各測定地点の観測高は、地上 1 mであります。
※各測定地点の値は、毎週 5 回測定した平均値のうちの最大値であります。
※測定場所③・⑤については、地すべりのため令和 2 年 5 月から観測地点を変更しております。
・測定結果は、各測定地点とも基準値内であります。

【 測 定 位 置 】



※敷地境界線は大まかな位置関係を示しているため正確なものではありません。

●久慈地区し尿処理場の脱水汚泥について（9月に実施）

脱水汚泥の放射性セシウム濃度測定を実施した結果についてお知らせ致します。

・測定結果（検査機関：日鉄環境(株)釜石センター）

単位：Bq/kg

測定項目	基準値	対象試料	9月
Cs-134		脱水汚泥	不検出（10）
Cs-137		脱水汚泥	不検出（10）
放射性セシウム合計	200 以下	脱水汚泥	不検出
	採取日		9月3日

・測定対象 脱水汚泥の放射性セシウム濃度（セシウム 134、137）

※ 検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示

※ （ ）内の数値は検出下限値

測定の結果、脱水汚泥中の放射性物質は、不検出であります。

※ 基準値について

肥料に利用される汚泥中の放射性物質濃度の取扱いについては、農林水産省平成 23 年 6 月 24 日付け、23 消安第 1893 号「汚泥肥料中の放射性セシウムの取扱いについて」により、200Bq/kg 以下の汚泥は汚泥肥料の原料として使用できる濃度と示されております。